

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年4月27日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	東広島市原地域センタートイレ修繕
(2) 物品・委託役務管理番号	18050017
(3) 物品委託役務内容	東広島市原地域センターのトイレの洋式化等改修を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和5年7月31日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	東広島市原地域センター
(6) 予定価格	非公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	修繕請負契約約款
(11) 契約種別	総価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	修繕>備品・施設<小規模>修繕 設備類
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年4月27日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年4月27日～ 令和5年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年4月27日～ 令和5年5月9日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 地域振興部 地域づくり推進課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館1階） 電話番号 082-420-0924 /ファックス番号 082-423-0270 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年5月12日～ 令和5年5月22日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年5月17日～ 令和5年5月19日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年5月22日 午前11時40分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

東広島市原地域センタートイレ修繕仕様書

1 修繕名

東広島市原地域センタートイレ修繕

2 履行場所

東広島市原地域センター

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和5年7月31日まで

4 概要

- (1) 既存の和式便器3基（男子トイレ1基、女子トイレ2基）を洋式便器（暖房便座機能及び洗浄機能付き便座）に更新し、関連給排水管との接続によりトイレを使用可能な状態にする。なお、関連する電気設備の整備も含む。
- (2) 既存のブース内開き扉を再利用し、蝶番、戸当たり、外開き錠の位置・向きの変更を行い、外開き扉に改造する。
- (3) 既存のトイレトーパーホルダー、手摺りを撤去し、便座の位置に合わせてトイレトーパーホルダー、手摺りを新設する。
- (4) 上記(1)～(3)の結果不要となる排水管等の撤去、シリコン樹脂による壁面の穴埋め、モルタル等による和式便器設置場所の埋戻し等を行う。
- (5) 男子トイレ、女子トイレの洗面化粧台付近にそれぞれ呼出押ボタン、事務所に警報ランプ付ブザーを設置し、天井内で配線を行う。

5 使用材料、数量等

別紙1「東広島市原地域センタートイレ修繕数量等明細書」のとおり。

6 作業位置図

別紙2「修繕箇所図及び現況図面・写真」、別紙3「間取図」及び別紙4「トイレ緊急呼出表示設備位置図」のとおり。

7 使用材料の仕様及び作業上の注意等

- (1) 使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和5年度版 第19章「内装工事」に定めるところによる。
- (2) 数量等明細書に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以

上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。

(3) 本修繕は、電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）その他関係法令を遵守して実施すること。

(4) その他

項目	内容
第三者委託	業務履行に際して、作業の一部を第三者に直接委任し、または請け負わせようとする場合は、極力、東広島市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注すること。
工事期間・作業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・工事は月・水・金曜日で行うものとする。 ・作業時間は 9:00~17:00 とする。 ・作業の実施にあたっては、作業内容及び工程等を地域センターに説明し、調整を行うこと。
配管設備工	<ul style="list-style-type: none"> ・床面コンクリートをはつり取り、既存衛生器具を撤去・解体する。 ・解体後、作業により不要となる箇所（和式便器の敷設跡等）は、コンクリートまたはモルタル等で補修するとともに、既存床仕上げと同等品を設置する。 ・衛生器具の設置箇所に適した配置で、給排水管を敷設し、既存配管と接続する。 ・各便器・便座と関連給排水管を接続し、使用可能な状態とすること。
衛生設備工	別紙 1「東広島市原地域センタートイレ修繕数量等明細書」に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。設置の際は、衛生器具メーカーの設置基準、施工要領（施工説明書等）を遵守し、必要に応じて技術的助言及び支援を受けること。
電気設備工	<ul style="list-style-type: none"> ・暖房・洗浄機能便座に電源を供給できるよう、天井に穴を開け、天井の電源ケーブルと繋ぎ、各トイレ個室に 1 口以上の電源コンセント（100V）を敷設し、配線の露出部分はプラスチックモールで被覆する。暖房・洗浄機能が使用可能な状態とすること。 ・コンセント設置高は 300~400mm とする。 ・コンセント用配線は、必要に応じて既存分電盤にブレーカーを新設し、配線すること。 ・埋込非常用押ボタンの配線は洗面所の壁面が下地モルタルでタイル貼りのため、天井に穴を開け、通信線を下ろし配線し、配線の露出部分は、プラスチックモールで被覆する。 ・非常用押ボタンと警報ランプ付ブザーの通信線は天井内で配線する。 ・警報ランプ付ブザーは直接天井の電源ケーブルと直接繋ぎ、使用可能な状態にすること。配線の露出部分は、モールで被覆する。
トイレブース扉	<ul style="list-style-type: none"> ・既存のブース内開き扉を再利用し、蝶番、戸当たり、外開き錠の位置・向きの変更を行い、外開き扉に改造する。

8 事前見学等

修繕対象施設の事前見学をできる限り行うこと。事前見学は、事前に発注担当課に申

し出た上で、令和5年5月8日までの発注者が認めた時間帯において見学すること。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。(質問書提出期限：令和5年5月9日)

9 その他

- (1) 本修繕の実施に際し、受注者は履行場所の施設の運営に支障をきたさないように配慮すること。また、施設内あるいはその周辺に、騒音・振動・悪臭・その他環境に著しい影響を与えた場合又は与える恐れがある場合は、速やかに発注者及び施設管理者に報告を行うとともに、対応を協議すること。
- (2) 本修繕の実施期間中は、十分な養生・安全対策を講じ、履行場所に設置されている建築物、工作物、その他既存設備、備品等に損害を及ぼした場合は、速やかに発注者に報告を行うとともに、受注者の責任と負担により原状復旧すること。
- (3) 受注者は、本修繕の実施にあたり、修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕請負実施責任者を定めて発注者に通知すること。
- (4) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
- (5) 本修繕において、作業員の安全に十分配慮すること。
- (6) 本修繕の実施にあたり、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。
- (7) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと、原則本修繕に関する全ての箇所を復旧し、設備等は使用可能な状態にすること。
- (8) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。
- (9) 修繕にあたっては、関連する法規等を遵守し、諸手続きが必要な場合は受注者が責任をもって代行すること。
- (10) 本修繕において発生した産業廃棄物の処分は、関係法令を遵守して適切に処分すること。

10 問い合わせ先

(1) 発注担当課

地域振興部 地域づくり推進課 地域活動支援係

東広島市西条栄町8番29号

電話 082-420-0924

FAX 082-423-0270

(2) 修繕対象施設

東広島市原地域センター

東広島市八本松町原 3 5 6 1

電話 0 8 2 - 4 2 9 - 0 0 1 3

(通常開館日時：月・水・金曜日、午前 9 時から 1 2 時)

男子トイレ写真

ブース



改修便器



男子トイレ洗面器



非常用押しボタン
取付位置



女子トイレ写真

ブース

①改修便器



女子トイレ洗面器

非常用押しボタン取付位置

②改修便器



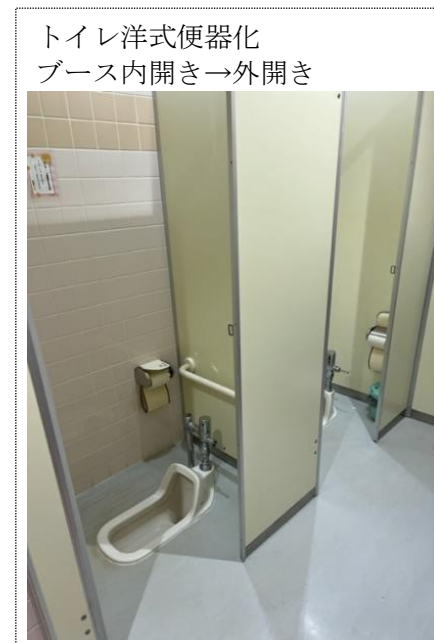
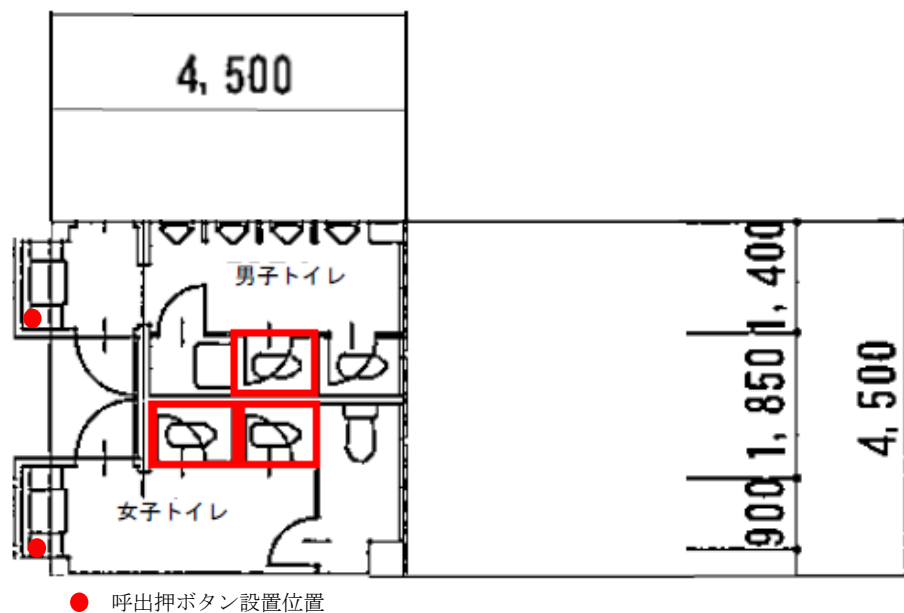
警報ランプ付ブザー



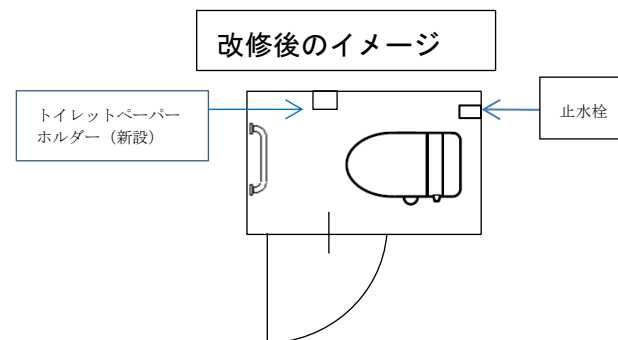
別紙1 「東広島市原地域センタートイレ修繕数量等明細書」

作業番号	修繕場所 (別図参照)	現況	修繕項目				その他																					
			便器の 洋式化	便座 (暖房機能・洗浄機能)	手すりの 設置	ブース更新																						
1	男子トイレ	和式1基	○	○	○	○	【参考型式】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用機材</th> <th>パナソニック</th> <th>TOTO</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①便器</td> <td>品名 NEW アラウーノ V 品番 CH3010WS(7)</td> <td>品名 GG1 品番 CES9415-NW1</td> </tr> <tr> <td>②温水洗浄便座</td> <td>CH329AWS</td> <td>(1)機能部 TCF9415-NW1</td> </tr> <tr> <td>③専用リモコン</td> <td>CH300S</td> <td>(2)便器部 CS890B-NW1</td> </tr> <tr> <td>④オプション</td> <td>床フランジセット標 準 CH301F</td> <td>補修用アダプター (HH01001R)</td> </tr> <tr> <td>⑤トイレットペーパーホルダー</td> <td>YH52R</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑥手すり</td> <td>YHB403</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	使用機材	パナソニック	TOTO	①便器	品名 NEW アラウーノ V 品番 CH3010WS(7)	品名 GG1 品番 CES9415-NW1	②温水洗浄便座	CH329AWS	(1)機能部 TCF9415-NW1	③専用リモコン	CH300S	(2)便器部 CS890B-NW1	④オプション	床フランジセット標 準 CH301F	補修用アダプター (HH01001R)	⑤トイレットペーパーホルダー	YH52R		⑥手すり	YHB403	
使用機材	パナソニック	TOTO																										
①便器	品名 NEW アラウーノ V 品番 CH3010WS(7)	品名 GG1 品番 CES9415-NW1																										
②温水洗浄便座	CH329AWS	(1)機能部 TCF9415-NW1																										
③専用リモコン	CH300S	(2)便器部 CS890B-NW1																										
④オプション	床フランジセット標 準 CH301F	補修用アダプター (HH01001R)																										
⑤トイレットペーパーホルダー	YH52R																											
⑥手すり	YHB403																											
2	女子トイレ	和式2基	○	○	○	○																						
3	トイレブース扉	既存のブース内開き扉を再利用し、蝶番、戸当たり、外開き錠の位置・向きの変更を行い、外開き扉に改造する。																										
4	トイレ緊急呼出表示設備	男子トイレ、女子トイレの洗面化粧台横に埋込非常用押ボタン、事務所に警報ランプ付ブザーを設置し、配線を行う。				【参考型式】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用機材</th> <th>パナソニック</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①埋込非常用押ボタン</td> <td>WTF4510W</td> </tr> <tr> <td>②警報ランプ付ブザー (LEDランプ発光)</td> <td>EA5501</td> </tr> </tbody> </table>	使用機材	パナソニック	①埋込非常用押ボタン	WTF4510W	②警報ランプ付ブザー (LEDランプ発光)	EA5501																
使用機材	パナソニック																											
①埋込非常用押ボタン	WTF4510W																											
②警報ランプ付ブザー (LEDランプ発光)	EA5501																											
5	配管設備	①床面コンクリートをはつり取り、既存衛生器具を撤去・解体する。 ②解体後、作業により不要となる箇所(和式便器の敷設跡等)は、コンクリートまたはモルタル等で補修するとともに、既存床仕上げと同等品を設置する。 ③衛生器具の設置箇所に適した配置で、給排水管を敷設し、既存配管と接続する。 ④各便器・便座と関連給排水管を接続し、使用可能な状態とすること。																										
6	電気設備	①暖房・洗浄機能便座に電源を供給できるよう、天井に穴を開け、天井の電源ケーブルと繋ぎ、各トイレ個室に1口以上の電源コンセント(100V)を敷設する。配線の露出部分はプラスチックモールで被覆する。暖房・洗浄機能が使用可能な状態とすること。 ②コンセント設置高は300~400mmとする。 ③コンセント用配線は、必要に応じて既存分電盤にブレーカーを新設し、配線すること。 ④埋込非常用押ボタンの配線は洗面所の壁面が下地モルタルでタイル貼りのため、天井に穴を開け、通信線を下ろし配線する。配線の露出部分は、プラスチックモールで被覆する。 ⑤非常用押ボタンと警報ランプ付ブザーの通信線は天井内で配線する。 ⑥警報ランプ付ブザーは直接天井の電源ケーブルと直接繋ぎ、使用可能な状態にすること。配線の露出部分は、モールで被覆する。																										

別紙2 「修繕箇所図及び現況図面・写真」

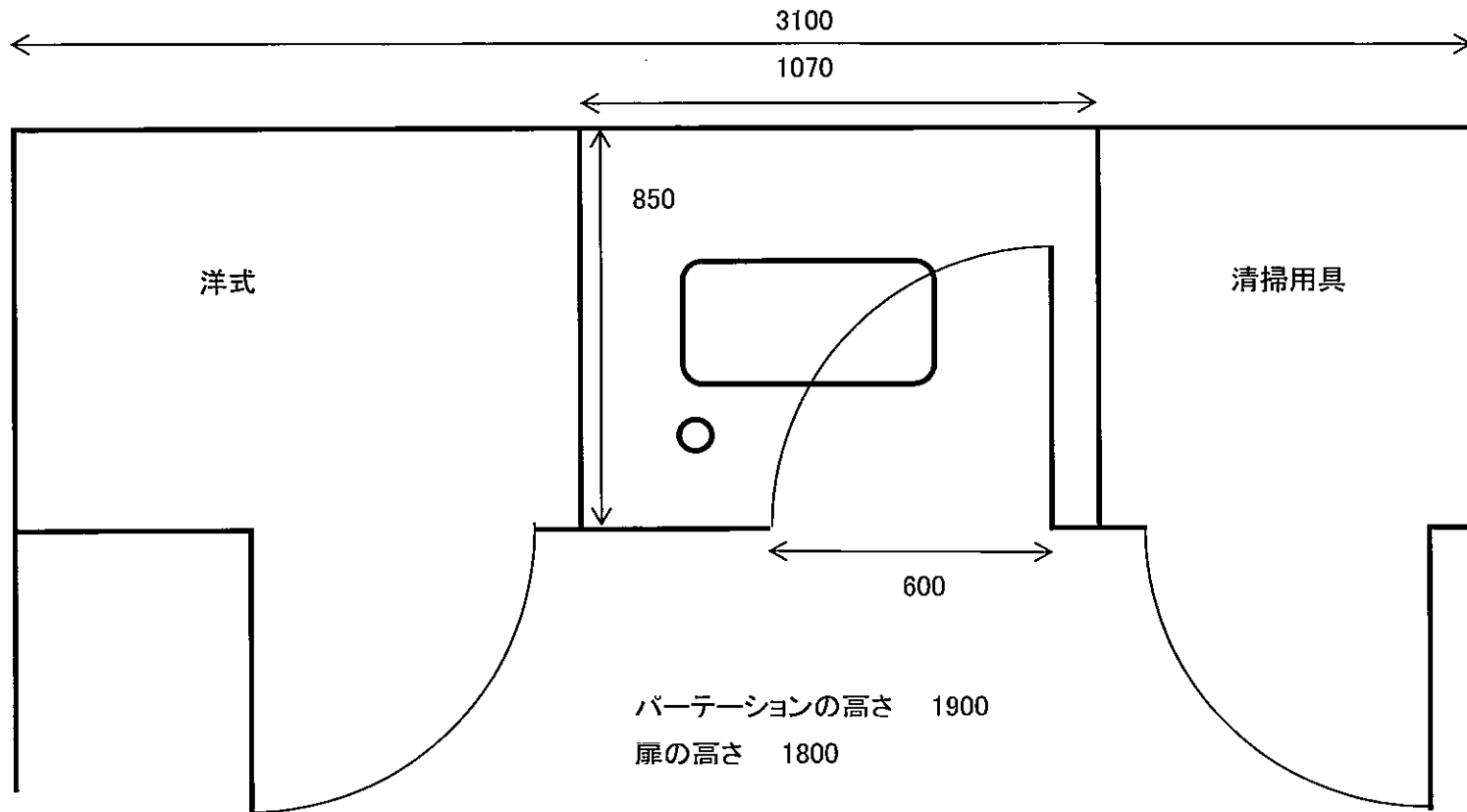


- 止水栓は、トイレメーカー仕様位置とする。
- 手すり、ペーパーホルダーの設置位置については図示のとおりである必要はなく、現場調整とする。
- 既存のブース内開き扉を再利用し、蝶番、戸当たり、外開き錠の位置・向きの変更を行い、外開き扉に改造する。
- 男子トイレ、女子トイレの洗面化粧台付近にそれぞれに呼出押ボタン、事務所に表示器を設置し、配線を行う。(設置位置別図参照)

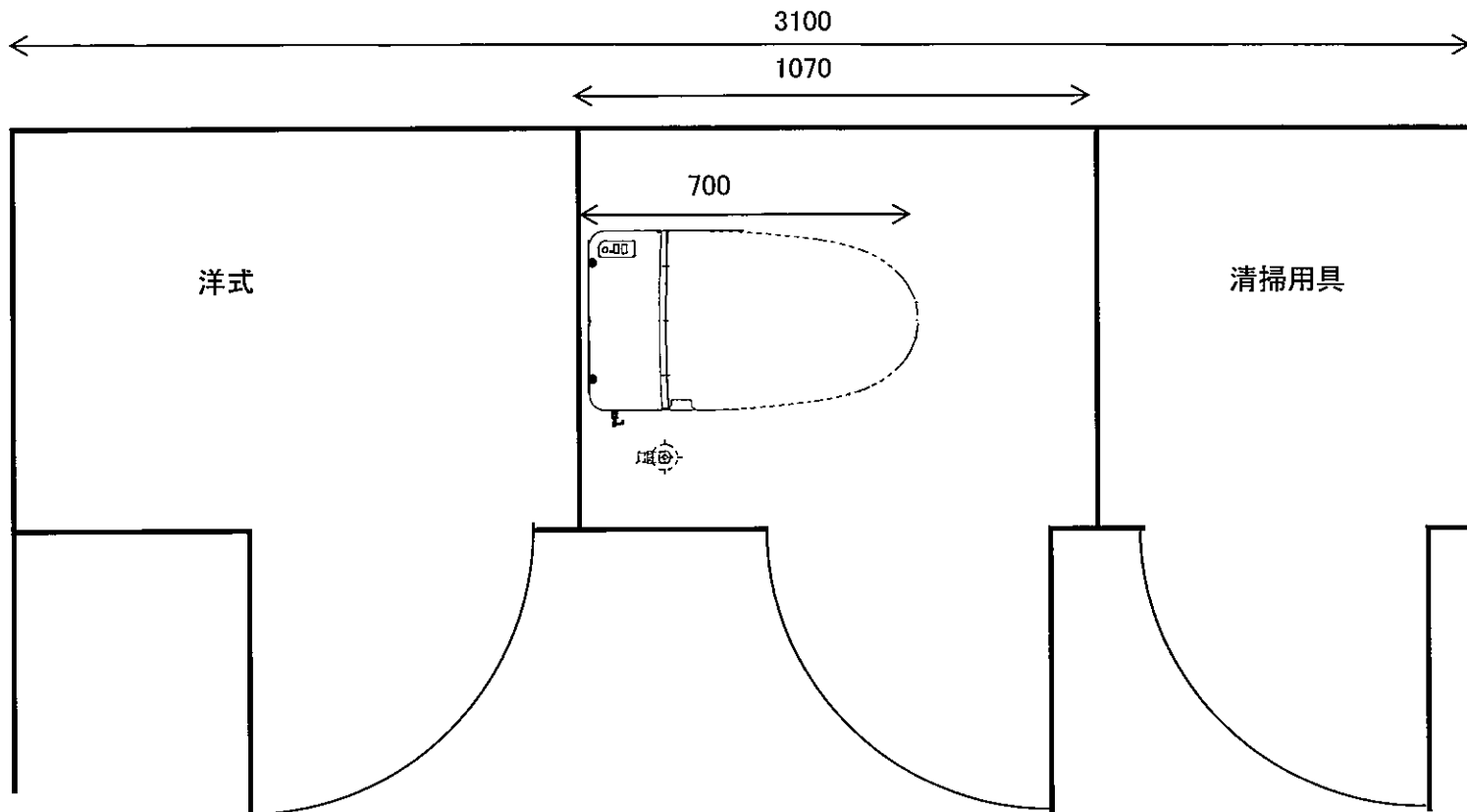


別紙3 「間取図」

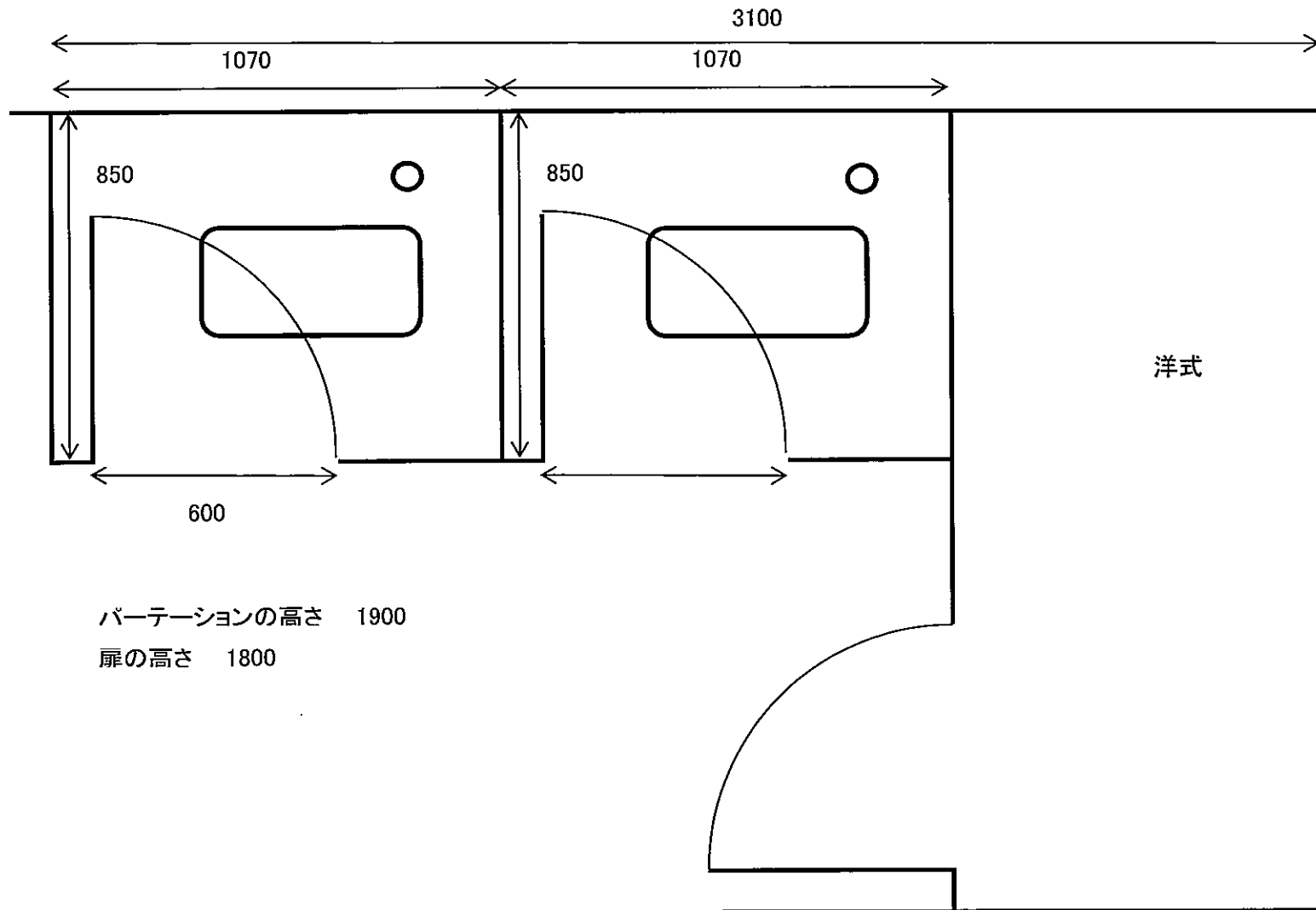
男子トイレ 改装前



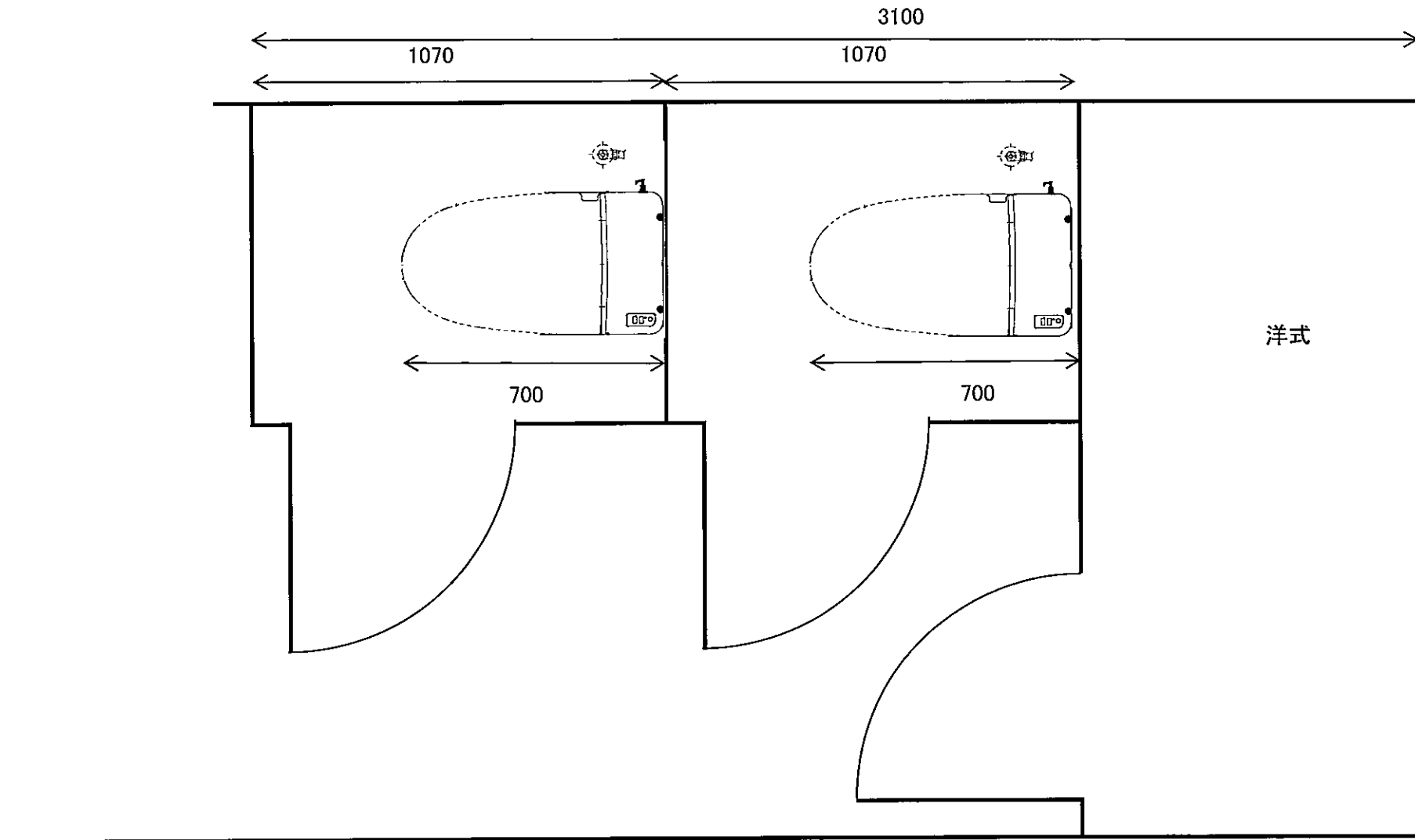
男子トイレ 改装後

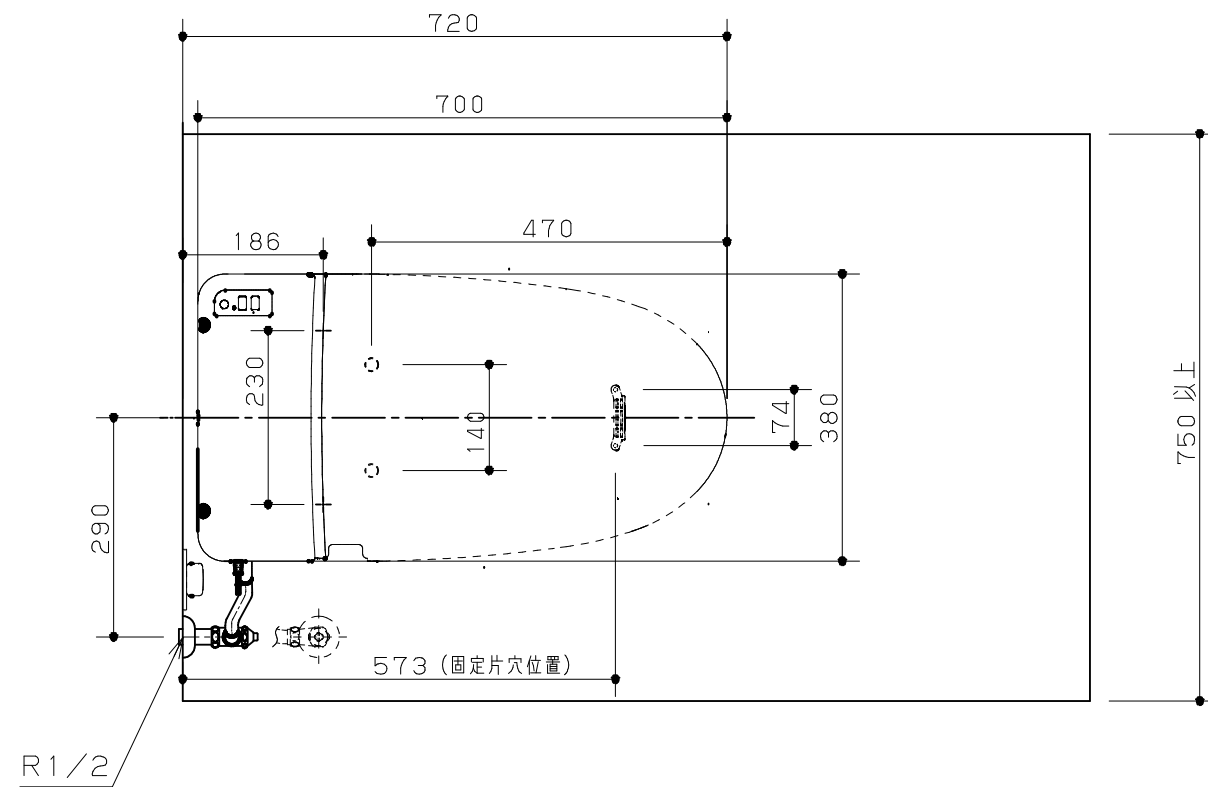


女子トイレ 改装前



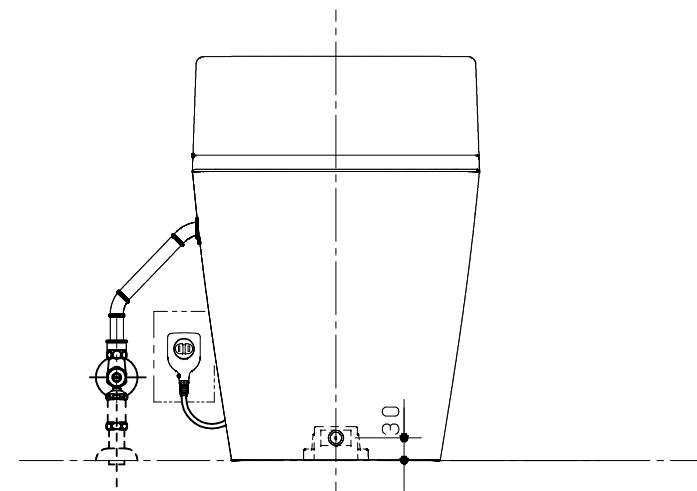
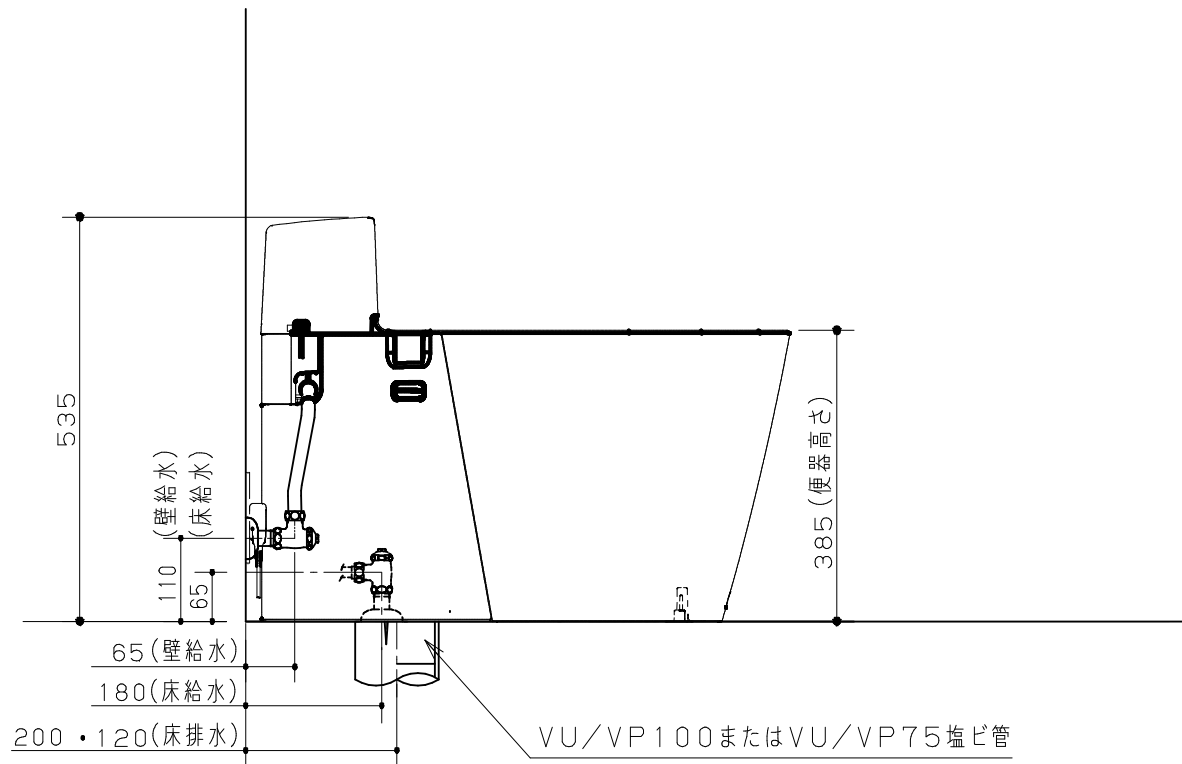
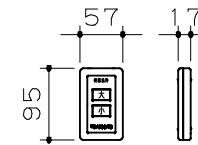
女子トイレ 改装後



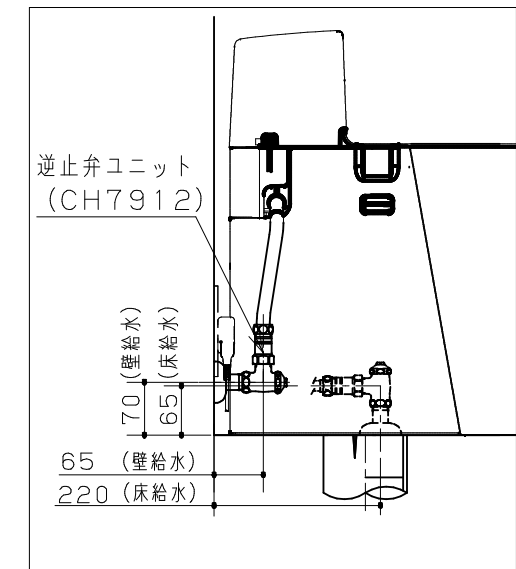


主な仕様	
・洗浄方式	: ターントラップ式
・材質	: 便器:有機ガラス系 外郭ケース・サイドカバー:ABS樹脂
・洗浄水量	: 大:約4.6L 小:約3L
・洗浄操作	: リモコン操作
・電源・最大消費電力	: AC100V, 50/60Hz, 手洗い付15W (寒冷地仕様は42W), 手洗いなし9W (寒冷地仕様は36W)
・電源コード長さ	: 1m
・使用水道圧範囲	: 手洗いなし 0.05MPa (動水圧) ~ 0.75MPa (静水圧) 手洗い付き 0.05MPa (動水圧) ~ 0.75MPa (静水圧) 手洗いなし+アラウーノ専用手洗い 0.1MPa (動水圧) ~ 0.75MPa (静水圧)
・便座サイズ	: エロンゲートサイズ
・色調	: WS:ホワイト
・便座色柄	:

※アラウーノ便器は不燃材ではありません。
 ※アラウーノ設置前に市町村の施工条例などによる施工要件をご確認ください。
 ※市町村の施工条例によっては、タンクレス便器設置の際に逆止弁の取り付けを義務付けられる場合があります。その際は、別売の逆止弁ユニット (CH7912) を止水栓に取り付けてください。標準の給水位置と異なりますのでご注意ください。
 ※必ず上水道に接続してください。
 ※製品の背面にコンセントを配置しないでください。電源プラグが抜けなくなります。
 ※寒冷地仕様の場合は、コンセントが2ケロ必要です。
 ※寒冷地仕様かつ自動水栓の場合は、コンセントが3ケロ必要です。
 ※アラウーノV手洗い付きにアラウーノ専用手洗いは対応できません。



逆止弁ユニット (CH7912) 使用の場合の給水位置



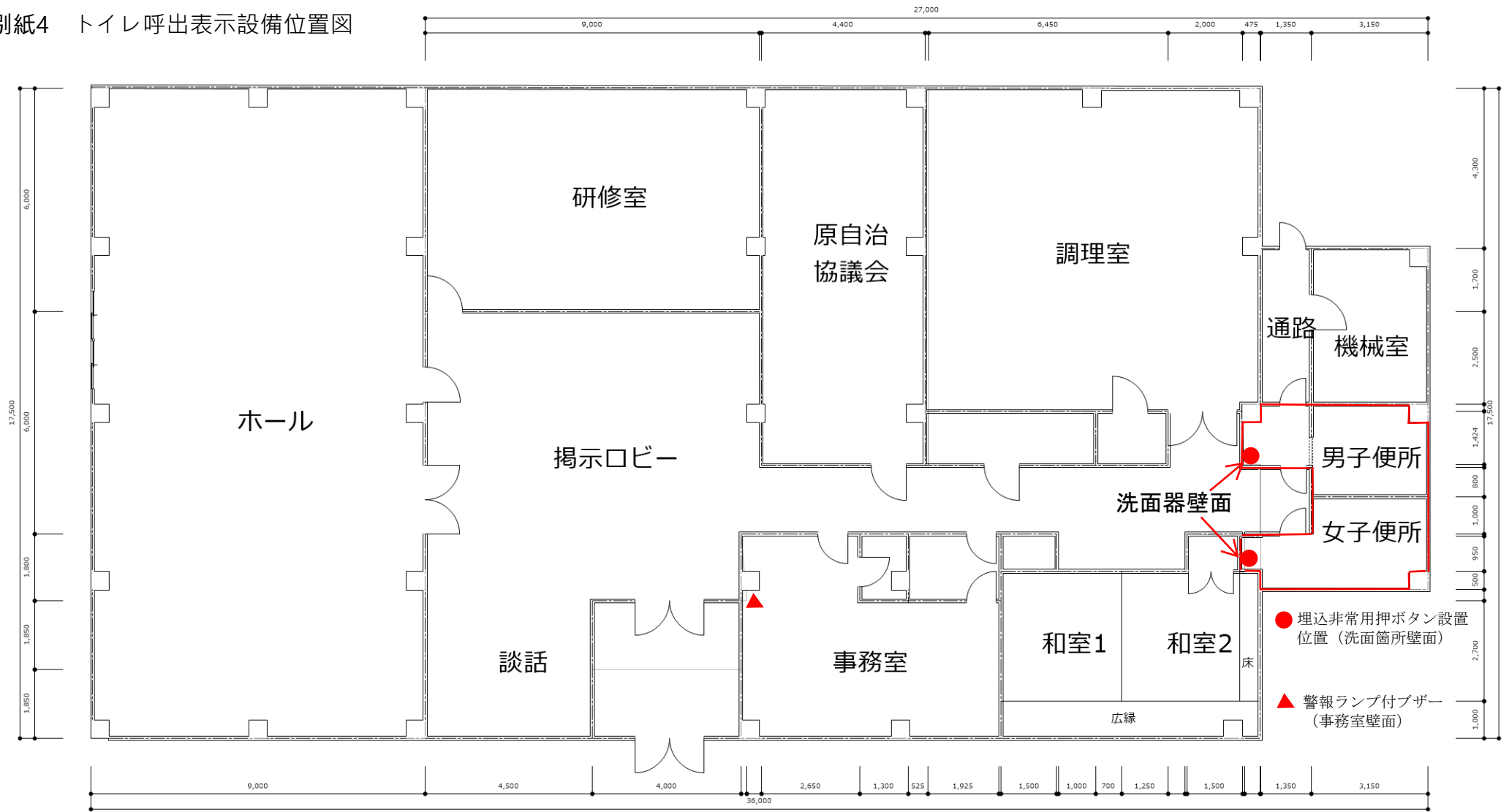
Panasonic

NewアラウーノV手洗いなし 標準
 CH3010WS (7)
 CH301F
 CH300S (リモコン)

縮尺

1/10

別紙4 トイレ呼出表示設備位置図



トイレ間取図